

事 務 連 絡
令和2年5月19日

各都道府県民生主管部局長 殿
全国社会福祉協議会会長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

緊急小口資金の特例貸付の一部業務の日本郵便株式会社への委託について

緊急小口資金の特例貸付については、貸付の申請受付の迅速化を図る観点から、従来の市区町村社会福祉協議会に加えて、4月30日より全国の労働金庫において申請受付を開始（特例貸付の一部業務を労働金庫へ委託）したところです。

今般、更なる申請受付の迅速化を図るため、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和2年3月11日社援発0311第8号厚生労働省社会・援護局長通知）により、要綱を見直し、委託先に日本郵便株式会社を加えることといたしました。

日本郵便株式会社においては、厚生労働省からの要請により、全国社会福祉協議会と日本郵便株式会社との間で協議を経て合意に至った内容により、本年5月28日（木）より全国2,160の郵便局（市区町村1か所以上）において、申請の受付業務を開始することとしております。（添付：報道発表資料参照）

日本郵便株式会社への委託については、日本郵便株式会社と各都道府県社会福祉協議会との間で、本日付の業務委託契約を締結していただくこととなります。

各都道府県においては、本内容について了知いただくとともに、日本郵便株式会社への業務委託が円滑に実施できるよう、都道府県社会福祉協議会への調整・指導をお願いいたします。

全国社会福祉協議会においては、各都道府県社会福祉協議会に対して、委託契約手続の締結について調整をお願い致します。

<報告先>
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
相談支援係 高野・角谷
shikin@mhlw.go.jp
電話番号 03-5253-1111 内:2231